

伊予市新規出店者空き店舗等 リニューアル補助金

最大
200万円

市内の空き店舗等を活用した新規出店を支援し、市内商業の活性化及び定住人口の増加を図り、持続可能なまちづくりの実現を目指すことを目的に、建物のリニューアルに要する費用の一部を補助します。

1 対象地区

伊予市都市再生整備計画区域（裏面参照）



2 補助率及び補助上限額

補助率：対象経費の3分の2 補助上限額：200万円

3 申請期間 令和8年7月23日(木)から8月24日(月)まで

4 対象店舗及び経費

(1) 対象店舗

次のいずれかに該当する伊予市内の伊予市都市再生整備計画区域に所在する空き店舗等とします。ただし、リニューアル等工事にあたって所有者の承諾が得られているものに限りします。

ア) 一戸建ての空き店舗等（店舗併用住宅の場合は商用部分のみが対象）

イ) マンション等区分所有の空き店舗等（商用に供する専有部分のみが対象）

(2) 対象経費

経費区分	対象経費
リニューアル等工事	市内に本店又は支店等を有する業者等と契約を締結し施工するものであること。
リニューアル等工事に付随する備品購入	リニューアル等工事に付随して整備することが適当と認められる備品購入 ※備品とは、性質及び形状を変えずに長期間使用できる物品であって、1品が1万円(消費税込み)以上の製品

※補助対象外のものがございます。詳細はホームページで確認、又はお問い合わせください。

5 補助対象者

申請日時点で伊予市に住民登録をしている市民、または中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する定義に準ずる法人）並びに個人事業者であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

(1) 法人においては、市内に本社・支店を有すること。個人事業主においては、市内に住所及び店舗を有すること。

(2) 新規出店しようとする業種が、要綱の別表第1に定める業種であること。

(3) 伊予市税を滞納していないこと。

6 申請方法

市ホームページから申請書等をダウンロードし、必要書類を添付して、窓口へ提出

【提出先】〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市役所 企画振興部 商工観光課
電話：089-982-1120（課直通）

窓口受付日時：平日8:30～17:15（郵送不可）

詳しくは、
伊予市ホームページを
ご確認ください



7 注意事項

（1）事業の着手について

事業は必ず、交付決定通知書の交付を受けた後に実施してください。交付決定を受ける前に事業に着手した場合、当該経費は補助対象外となります。

（2）事業を変更、中止する場合について

交付決定後に事業内容の変更等行う場合は、変更等申請書を提出し、承認を受ける必要があります。事前にご相談ください。

（3）申請回数について

補助金の交付申請は、空き店舗等1件につき1回限りとします。

（4）申請額が予算額を超過する場合について

交付申請件数が多く、申請額が予算額を超過する場合は、抽選により補助対象者を決定します。

